(11月8日午前6時まで有効)

■1 施設・店舗の利用時の証明書提示

9月13日から、多くの施設・店舗の利用の際、年齢や業種別に応じて定められている証明書の提示が 必要となっています。特に、各施設・店舗の屋内については政府により「免疫者のみ」と定められている場 合や、施設・店舗側が「免疫者のみ」タイプ、「免疫者と非免疫者を含めた混合」タイプを選択する場合もあ ります。

業種によっては更に細かい規定が設けられています(詳細は下記3をご参照ください)。

■2 施設・店舗の「免疫者のみ」タイプと「免疫者と非免疫者の混合」タイプの必要証明書

施設・店舗のタイプ	年齢	提示すべき証明書
「免疫者のみ」タイプ	12歳以上	 ・身分証明書(ID カード、旅券、運転免許証等) ・次のいずれかの証明書 (1)ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること) (2)新型コロナウイルス治癒証明書(当初の診断結果から30日以上経過、180日以内であること)
		※「免疫者のみ」タイプでも、12歳~17歳については、72 時間以内の PCR テストか48時間以内ラピッドテストの提示 でも入場できる等、一部例外が規定されている場合がありま す。詳細は下記3をご参照ください
	4歳~11歳	・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書で も可
「免疫者と非免疫者の 混合」タイプ	12歳以上	 ・身分証明書(ID カード、旅券、運転免許証等) ・次のいずれかの証明書 (1)ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること) (2)新型コロナウイルス治癒証明書(当初の診断結果から30日以上経過、180日以内であること) (3)72時間以内のPCR テストか48時間以内のラピッドテストによる陰性証明書
	4歳~11歳	・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書で も可

※4歳未満は証明書の提示義務は免除です。

■3 主な業種別の措置内容

業種	措置内容	
公共交通機関・タクシ ー・自家用車	■証明書の提示義務 郡外に移動する場合、鉄道、長距離バス、フェリー、国内航空便、タクシーの 利用は、上記2の「免疫者と非免疫者の混合」タイプの証明書提示が必要 (地下鉄・市内バス・トロリーバス・トラム・郡内を移動するタクシーは含まれない)	
	■その他の規定 ●鉄道、バスなど	

	・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務
	・鉄道、長距離バスは乗客85%まで
	●乗用車、タクシー
	・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて6人まで
	9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて8人まで
	-子が親と同乗する場合は人数制限の対象外(成年の子の場合、身分証明
	書の提示義務)
	ー介助を要する者は付き添い1人まで可
	・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用
	義務の対象外
	我们の対象が
	●フェリー
	・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリ
	ーは50%まで)
	・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定
	の質問票の記入が必要
	ご参考:当館作成資料リンク
	https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf
	●航空機(国内便)
	・外国人等で、各種証明書が英語・ギリシャ語以外(仏語、独語、伊語、西
	語、露語)で記載されている場合は各会社が判断する
	・乗客はマスク着用義務
	「米谷はマハノ相用我伤
公共サービス(役場等)	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ義務
	│・ミーティング等は周囲と1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで。参加者全員が
	免疫者の場合には、周囲と1.5m以上の間隔を保てばよい(2mlに1人ま
	で)。
	・ ・訪問者の人数制限は16㎡につき1人まで
	・ハイリスクグループの労働者は、訪問客等部外者との接触がない職場にお
	いて出頭による業務、テレワーク義務
	・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週1回の
	PCR 検査かラピッドテストの義務を負う
 _ 民間企業	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務
以间止未	
	・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
	・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)
	・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、テレワーク義
	務
	・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治癒者でない従業員は、週1回の
	PCR 検査かラピッドテストの義務を負う
	PCR 検査かラピッドテストの義務を負う ・観光、飲食、教職員、放送、映画・演劇・音楽プロダクション等のワクチン未
	PCR 検査かラピッドテストの義務を負う
	PCR 検査かラピッドテストの義務を負う ・観光、飲食、教職員、放送、映画・演劇・音楽プロダクション等のワクチン未
	PCR 検査かラピッドテストの義務を負う ・観光、飲食、教職員、放送、映画・演劇・音楽プロダクション等のワクチン未 接種と新型コロナウイルス治癒者以外の従業員は、週2回の PCR 検査かラ

教育機関	●生徒(幼稚園・小中高校・塾等) 週2回(毎火曜日と金曜日)、登校前24時間以内のセルフテストによる陰性 証明を提示。塾を除き、検査キットは無料配付される ●大学生 週2回(毎火曜日と金曜日)、登校前48時間以内の PCR 検査またはラピッド テストによる陰性証明を提示
遺跡、博物館、美術 館、ギャラリー等	 ●屋内 ・「免疫者のみ」タイプ又は「免疫者と非免疫者の混合」タイプがある ・各タイプに応じて上記2の証明書提示が必要 ・「免疫者のみ」タイプでも12歳~17歳については、入場前72時間以内の PCR テストか48時間以内のラピッドテストによる陰性証明でも可 ●屋外 ・入場の際、証明書の提示は不要 ●屋内・屋外の共通事項 グループ観光は、他人との互いの間隔を少なくとも1.5m(2mlc1人まで) 保持すること
劇場、映画館等	 ●屋内 ・「免疫者のみ」タイプ又は「免疫者と非免疫者の混合」タイプがある ・各タイプに応じて上記2の証明書提示が必要 ・「免疫者のみ」タイプでも12歳~17歳については、入店前72時間以内の PCR テストか48時間以内のラピッドテストによる陰性証明でも可(バー、クラブを除く) ※10月9日から「免疫者のみ」タイプの場合のみ、試験的に従来措置の緩 和あり(定員50~85%、1テーブル10人まで、テーブルの間隔、観客間に 空席を設置する義務、立食禁止、休憩時間禁止の解除) ●屋外 ・「免疫者のみ」タイプと指定される場合がある ・「免疫者のみ」タイプでない場合は、入店に証明書提示は不要
レストラン、カフェ等 飲食店	 ●屋内 ・「免疫者のみ」タイプのみが営業可 ・上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書提示が必要 ・ただし、12歳~17歳は、入店前72時間以内の PCR テストか48時間以内のラピッドテストによる陰性証明でも可 ※10月9日から試験的に従来措置の緩和あり(定員85%、1テーブルあたり10人まで、立食禁止、テーブルの間隔の解除) ●屋外 ・「免疫者のみ」タイプと指定される場合がある ・「免疫者のみ」タイプでない場合は、入店に証明書提示は不要 ・1テーブルにつき10人まで ・立食禁止

児童遊技場	 ●屋内 ・付添人に関しては、上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書提示が必要 ・12歳~17歳は、入場前72時間以内の PCR テストか48時間以内のラピッドテストによる陰性証明で可 ・4歳~11歳は、入場前24時間以内のセルフテストによる陰性証明で可 ●屋外 ・付添人に関しては、証明書提示は不要 ・18歳未満は、入場前24時間以内のセルフテストによる陰性証明で可
競技場でのスポーツ観 戦	・屋内・屋外ともに、定員90%まで ・観客数の5%までを非免疫者の未成年とする ・12歳~17歳の非免疫者は、競技開始前72時間以内の PCR 検査か、開 始前48時間以内のラピッドテストによる陰性証明が必要 ・12歳未満の非免疫者は、競技当日のセルフテストによる陰性証明で可
スポーツジム	・「免疫者のみ」タイプ又は「免疫者を含めた混合」タイプがある ・各タイプに応じて上記2の証明書提示が必要 (ただし、ラピッドテストについては入店前何時間以内のものが有効か明記さ れていない)
食料品店(スーパー、ミ ニマーケット、パン屋、 肉屋等)、薬局、クリー ニング屋、ペットショッ プ、ガソリンスタンド等	・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2m [®] に1人まで) (レジ待ちの列では2m以 上の間隔を保つ義務) ・店内は9m [®] 毎に1人まで
小売店舗、ショッピングセンター	 ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2mに1人まで)レジ待ちの列では2m以 上の間隔を保つ義務) ・店内は9m[*]毎に1人まで
理髪店、美容院、エス テ等	・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ(2mに1人まで) ・ 予約制のみとし、 免疫者以外は待合室の利用禁止
カンファレンス・見本市	 屋内 ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(2㎡に1人まで) ・免疫者のみ入場可 ・上記2の「免疫者のみ」タイプの証明書提示が必要 ・ただし、12歳~17歳は、入場前72時間以内の PCR テストか48時間以内のラピッドテストによる陰性証明でも可 ・カンファレンスは、最小限の参加者で、ライブストリーミング付き 屋外(見本市等) ・ブース間の間隔は1m以上
パーティー等のイベント	プライベートな場所における報酬や代償を得る者が参加する20名以上のパーティー等イベント開催を禁止。会場の所有者または借主への違反金は、1回目で 50,000 ユーロ、2回目で 200,000 ユーロ

【共通事項】

(1)マスクは、屋内では着用義務(職場を含む)とし、屋外では混雑している場所のみ着用義務。4歳以下 の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執 り行う者は、着用義務を負わない。

(2)屋内・屋外、また「免疫者のみ」・「免疫者と非免疫者の混合」タイプを問わず、周囲と1.5m以上の間隔を保つ(2mに1人まで)こと。より大きな間隔が規定されている場合もあり得る。

(3)換気の奨励。冬季期間、暖房の使用によらず、室内の空気を定期的に入れ替えることが推奨される。 概ね1時間に少なくとも10分。また、室内の面積及び人数により、より長時間の換気が推奨される(10分 ~60分間)。可能なかぎりドア・窓を開け放しにしておき、トイレの換気は24時間、空調機の換気機能を最 大限に活用し、メトロ・バス等公共交通機関では、常時開け放しの窓を設ける。

(4)免疫証明書等に関しては、EU諸国以外の第三国からの外国人は、書面で可。

(5)公共機関における無料ラピッドテストは、新型コロナウイルス免疫者または感染症状を有する者に対し てのみ実施する。